# 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令 （昭和四十七年厚生省令第二十七号）

#### 第一条（劇物の定量方法）

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）別表第一第一号中欄二に規定する〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法は、別表第一に定めるところによる。

#### 第二条

令別表第一第二号中欄に規定するジメチル―二・二―ジクロルビニルホスフエイト（別名ＤＤＶＰ。以下「ＤＤＶＰ」という。）の空気中の濃度は、次の式により算定する。

##### ２

前項の式中の次の各号に掲げる記号は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

* 一  
  ＡＴ検液から得たＤＤＶＰのガスクロマトグラフのピーク面積
* 二  
  ＡＳ標準液から得たＤＤＶＰのガスクロマトグラフのピーク面積

##### ３

前二項に掲げる標準液の作成方法及び標準液から得たＤＤＶＰのガスクロマトグラフのピーク面積の測定方法並びに検液の作成方法及び検液から得たＤＤＶＰのガスクロマトグラフのピーク面積の測定方法は、別表第二に定めるところによる。

#### 第三条（容器又は被包の試験方法）

令別表第一第一号下欄に規定する容器又は被包の試験は、別表第三に定めるところにより行なう。

# 附　則

この省令は、昭和四十七年六月一日から施行する。

# 附則（昭和四九年九月二六日厚生省令第三四号）

##### １

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年一二月一八日厚生省令第四七号）

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

* 一  
  ＡＴの測定方法
* 二  
  ＡＳの測定方法
* 三  
  操作条件
* 令別表第一第一号下欄に規定する容器又は被包の試験方法